

- 対象／対象の小学校区にお住まいの方
- テーマ「市民が求める病院、地域に必要な医療とは」
「岐路に立つ地域の医療 安全安心な医療をめざして」
市内 10 校区を巡回し、市民の皆さんと意見交換する場として、タウンミーティングを実施しています。今回は、加西病院がテーマです。「医療」は、安心して暮らすうえで欠かすことのできない重要なサービスです。今、全国の地域病院に何が起きているのでしょうか。それらを解き明かしながら、市民が求める加西病院の姿とあり方について、意見交換を行い、よりよい加西病院の運営に反映していきます。
- 市出席者／市長、病院関係者（事業管理者または院長等）など

開催日程（時間は 19:30 ～ 21:00）

対象小学校区	開催日時・会場
西在田	6月27日（火）下若井町公民館
下里	29日（木）善防公民館
宇仁	7月4日（火）八王子会館
九会	6日（木）農村環境改善センター
富合	11日（火）別府西町公民館
賀茂	13日（木）賀茂会館
日吉	18日（火）北部公民館
富田	20日（木）富田会館
泉	25日（火）殿原町公民館
北条・北条東	27日（木）アスティアかさい

平成30年4月1日採用 加西市職員を募集

募集職種

職種	採用予定人数	受験資格
事務	7名程度	平成2年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
土木	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学、高等専門学校を卒業または平成30年3月に卒業見込みの人
保育士・幼稚園教諭	2名程度	平成2年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格および幼稚園教諭免許を両方有する人または平成30年3月31日までに両資格を取得見込みの人

受験申込・試験日程

受験申込	提出書類	市所定の受験申込書、エントリーシートおよび受験票（詳細は募集要項をご覧ください）
	受付期間	平成29年6月5日（月）～29日（木）土日除く 8:30～17:15 持参または郵送（郵送の場合は6月29日必着）
	申込先	〒675-2395 加西市北条町横尾1000 加西市役所総務部総務課（市役所3階）
試験日程・種目	1次試験	平成29年7月23日（日） 事務職／教養試験、論文試験 土木職、保育士・幼稚園教諭／専門試験、論文試験 平成29年7月24日（月） 面接試験
	2次試験	平成29年8月26日（土） 面接試験
	3次試験	平成29年9月下旬 面接試験

※募集要項や受験申込書は、市ホームページからダウンロードできます（市役所でも配布しています）。

80歳以上で 20本以上自分の歯を保とう

「いつまでもおいしく食事を楽しめるように、日々手入れをして80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」これが「8020（はちまるにいます）運動」です。「8020」を達成されている方を表彰しますので、お申し込みください。表彰には、事前に市内歯科医師会員の各歯科医院または町ぐるみ健診での歯科健診が必要です。申込者には歯科健診の案内を後日郵送します。

- 対象／80歳以上（昭和13年4月1日以前生まれ）の方で、自分の歯を20本以上保っている表彰希望者 ※以前に表彰を受けられた方は対象外です。
- 募集期間／6月1日（木）～7月19日（水）まで
- 申込先／健康課 ☎42-8723



7月から福祉医療費助成制度が変わります

問合せ／国保医療課 ☎42-8721 FAX42-1792
kokuho@city.kasai.lg.jp

6月末で「老人医療費助成制度」が廃止され、7月から「高齢期移行助成制度」が新設されます。区分Ⅱの方は、現在の所得要件に、新たに要介護2以上の要件が追加となります。ただし、昭和22年7月2日から27年6月30日生まれの方は、70歳になるまで老人医療費助成制度と同じ要件で助成を受けることができます。

また、「重度障害者医療費助成制度」「高齢重度障害者医療費助成制度」の助成対象者に精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方が新たに追加されます。対象となる方には6月中旬に申請書を送付いたしますので、7月31日までに申請してください。

6月下旬には、下表の資格要件を満たす方に、新しい福祉医療費受給者証を郵送します。7月からは、健康保険証と共に新しい受給者証を医療機関の窓口に表示してください。



助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・子ども	0歳児から15歳に達した年度末までの児童	なし	保護者の市民税所得割額が235,000円未満（0歳児は所得制限なし）															
高齢期移行	65歳から69歳で世帯全員が市民税非課税	① S24.6.30以前生まれの方 区分Ⅱ（2割負担）／外来限度額 月8,000円、外来＋入院限度額 月24,600円 区分Ⅰ（1割負担）／外来限度額 月8,000円、外来＋入院限度額 月15,000円 ② S24.7.1以降生まれの方（2割負担） 区分Ⅱ／外来限度額 月12,000円、外来＋入院限度額 月35,400円 区分Ⅰ／外来限度額 月8,000円、外来＋入院限度額 月15,000円 ③ S27.7.1以降生まれの方 ②と同じ（区分Ⅱについては従来の所得基準に要介護2以上の方が対象） ※区分Ⅱとは、市民税が非課税世帯で、本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下の方（ただし③に該当の方は、要介護2以上の要件あり）。 ※区分Ⅰとは、市民税が非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方。																
重度障害者・高齢重度障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方（7月から精神2級も対象）	外来限度額 1医療機関あたり1日600円で月2回まで（低所得者400円） 入院限度額 1割負担で月2,400円（低所得者1,600円）	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満															
母子家庭等	18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児	外来限度額 1医療機関あたり1日800円で月2回まで（低所得者400円） 入院限度額 1割負担で月3,200円（低所得者1,600円）	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満※詳しくは市ホームページをご覧ください。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>親と子を助成</th> <th>子のみを助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>19万円</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>57万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>95万円</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>133万円</td> <td>306万円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養人数	親と子を助成	子のみを助成	なし	19万円	192万円	1人	57万円	230万円	2人	95万円	268万円	3人	133万円	306万円
扶養人数	親と子を助成	子のみを助成																
なし	19万円	192万円																
1人	57万円	230万円																
2人	95万円	268万円																
3人	133万円	306万円																

- ・市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級によって受給者となられた方は、精神疾患以外の受診分について医療費を助成します。

児童手当の受給には現況届の提出が必要

問合せ／地域福祉課 ☎42-8709 FAX43-1801
kateijidou@city.kasai.lg.jp

児童手当（特例給付の方を含む）を現在受給されている方は、前年中の所得と6月1日現在の児童の養育状況を確認するため、現況届の提出が必要です。対象のご家庭には6月上旬までに案内を送付します。

受付期間／6月13日（火）、14日（水）9:00～19:00

場所／市役所1階多目的ホール ※期間中に提出できない場合は、6月30日（金）まで（平日8:30～17:15）に地域福祉課へ提出してください。

2～5月分の児童手当の支給日は6月9日（金）

入金は通帳記帳等でご確認ください。申請の時期等によって振込日が変わることがあります。